

クーリング・オフ制度のポイント

クーリング・オフって知っていますか？

クーリング・オフは、申込みや契約の締結をした場合でも、**一定期間内**であれば**無条件で申込みの撤回や契約の解除**ができる制度です。主に、訪問販売や電話勧誘販売など、**不意打ち的な勧誘**で契約をしてしまった取引に活用できます。



クーリング・オフが可能な取引は？

取引形態	期間
訪問販売 (キャッチセールス、アポイントメントセールス、催眠商法を含む)	8日間
電話勧誘販売 (電話勧誘による契約)	8日間
連鎖販売取引 (マルチ商法)	20日間
特定継続的役務提供 (エステ、美容医療、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス)	8日間
業務提供誘引販売取引 (内職商法やモニター商法等)	20日間
訪問購入 (押し買い)	8日間

※通信販売にはクーリング・オフ制度はありません。

クーリング・オフ期間の考え方は？

法定書面(契約書など)を受領した日を**1日目**と数えます！

日	月	火	水	木	金	土
	① 書面 受領日	2	3	4	5	6
7	⑧	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	⑳

8日間の例(訪問販売など)
 20日間の例(連鎖販売取引など)

クーリング・オフの通知方法は？

通知書

次の契約を解除します。

契約年月日 〇〇年〇月〇日
 商品名 〇〇〇〇〇
 契約金額 〇〇〇〇〇〇円
 販売会社 株式会社〇〇〇 □□営業所
 担当者 〇〇〇〇氏

支払い済み
の代金
がある場合

支払った代金〇〇〇円を速やかに返金し、
商品を引き取ってください。

返品費用は
事業者の
負担です

〇〇年〇月〇日
 〇〇県〇〇市〇〇町...
 氏名 〇〇〇〇

訪問購入で物品
を引き渡した
ときは「引き渡し
済みの〇〇を返
還してください」
とします

- ◇はがきに必要事項を記入しましょう！
- ◇はがきを記入したら、**両面コピー**を取っておきましょう！
- ◇通知は「**特定記録郵便**」など記録が残る方法で送りましょう！
- ◇**個別クレジット契約**などをした場合には、クレジット会社にも通知をしましょう！

契約トラブルやクーリング・オフに関することは
松戸市消費生活センター ☎365-6565 (平日8時30分~16時)
または 消費者ホットライン ☎188 (局番なし)

松戸市消費生活センター
公式 SNS

悪質商法の事例や講座・イベント
情報などを発信しています！



X(旧 Twitter)



X(旧 Twitter)
(若者向け)



Instagram



YouTube